

コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み

<基本原則1> 株主の権利・平等性の確保

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、全ての株主の権利と平等性を確保するため、適時・適切な情報開示を行う体制を整えており、当社のホームページ及び東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービス（TDnet）にて速やかな情報開示を行っております。

<基本原則2> 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

当社は、企業理念である「信用第一」のもと、役職員が業務を遂行する際の方向性として「企業行動規範」を定め、経営陣がリーダーシップをもって実行し、社内の浸透を通じて、当社の持続的発展と企業価値の向上に取り組んでおります。また、株主のみならず、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーを尊重し、良好かつ円滑な関係の維持に努めております。

<基本原則3> 適切な情報開示と透明性の確保

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

当社は、会社法、金融商品取引法、その他関連法令並びに、東京証券取引所の適時開示規則に従って、透明性、公平性、継続性を基本とした、適切かつ迅速な情報開示を行っております。

＜基本原則4＞ 取締役会等の責務

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うことをはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

当社は、取締役会において、取締役会規定に基づいた重要決議のほか、企業戦略、利益計画、中期経営計画等の大きな方向性を決定しております。また、独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任し、取締役に対する実効性の高い監査・監督体制を構築しております。

＜基本原則5＞ 株主との対話

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

当社は、株主の意見が取締役に確実に共有されるよう、法令に基づく開示やIR活動を通じて、財務・業績状況等に関する情報を適時・適切に開示し、株主・投資家等との対話を充実させるよう努めております。また、全てのステークホルダーにおいて実質的な情報格差が生じないように十分留意しております。

以 上